

輸入木材検疫要綱（昭和 26 年 11 月 22 日付け 26 農局第 1843 号農政局長通達）一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(目的及び定義)</p> <p>第 1 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 コンテナンによって海上輸送される輸入木材の検疫は、この要綱に定めるもののほか「海上コンテナン詰輸入植物等検疫要領」(昭和 47 年 8 月 24 日付け 47 農政第 4502 号農政局長通達)に基づき実施するものとする。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(検査の通知)</p> <p>第 4 植物防疫官は、第 2 の検査申請書を受理したときは、規則第 11 条の規定に基づき、輸入者又は管理者に対し、すみやかに検査を行う期日及び場所を通知しなければならない。ただし、<u>第 2 第 3 項</u>の申出があった場合は、消毒実施報告書又は選別実施報告書の提出があった後に通知することができる。</p> <p>(検査の時期)</p> <p>第 5 検査は、法第 8 条第 3 項の規定に基づき輸入に先立って行う場合を除き、輸入後遅滞なく実施するものとする。ただし、<u>第 2 第 3 項</u>の申出があった場合は、消毒後に行うことができる。</p> <p>(輸入認可証明書の交付)</p> <p>第 22 輸入者又は管理者から、輸入認可証明書を発給してもらいたい旨の申出があり、次の各号の一に該当するときは、植物防疫官は、木材輸入認可証明書(別記様式 6 (イ))。ただし、第 5 ただし書を適用した場合にあっては別記様式 6 (ロ))を交付することができる。ただし、<u>植物等輸入認可証印</u>(別記様式 6 (ハ))を押印した第 2 の検査申請書の写</p> | <p>(目的及び定義)</p> <p>第 1 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 コンテナンによって海上輸送される輸入木材の検疫は、この要綱に定めるもののほか「海上コンテナン詰輸入植物検疫要領」(昭和 47 年 8 月 24 日付け 47 農政第 4502 号農政局長通達)に基づき実施するものとする。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(検査の通知)</p> <p>第 4 植物防疫官は、第 2 の検査申請書を受理したときは、規則第 11 条の規定に基づき、輸入者又は管理者に対し、すみやかに検査を行う期日及び場所を通知しなければならない。ただし、<u>第 2 第 2 項</u>の申出があった場合は、消毒実施報告書又は選別実施報告書の提出があった後に通知することができる。</p> <p>(検査の時期)</p> <p>第 5 検査は、法第 8 条第 3 項の規定に基づき輸入に先立って行う場合を除き、輸入後遅滞なく実施するものとする。ただし、<u>第 2 第 2 項</u>の申出があった場合は、消毒後に行うことができる。</p> <p>(輸入認可証明書の交付)</p> <p>第 22 輸入者又は管理者から、輸入認可証明書を発給してもらいたい旨の申出があり、次の各号の一に該当するときは、植物防疫官は、木材輸入認可証明書(別記様式 6 (イ))。ただし、第 5 ただし書を適用した場合にあっては別記様式 6 (ロ))を交付することができる。ただし、<u>植物輸入認可証印</u>(別記様式 6 (ハ))を押印した第 2 の検査申請書の写</p> |

写しをもって木材輸入認可証明書に替えることができる。

- (1) 第2第3項の申出があった場合で、植物防疫官により同項の消毒（廃棄）計画書及び第11第1項の荷口の一部の消毒（廃棄）免除願が適当であると認定された場合
- (2) 第10第1項の規定により消毒を命じられた場合で、植物防疫官により同第3項の消毒計画書及び第11第1項の荷口の一部の消毒（廃棄）免除願が適当であると認定された場合
- (3)・(4) (略)

別表1（第14関係）

消毒方法の基準

| 方法 | 実施方法の基準 | | | 摘要 |
|-------------------|------------|--|-----------|---------------------------------------|
| | 薬剤の種類 | 薬量又は濃度 | 処理時間 | |
| (1) 倉庫く ん蒸 | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | ヨウ化メ チル | 倉庫1立方メー トル当たり 50グラム(C級を 除く) 70グラム(C級を 除く) | 24時間 " | 温度 15°C以 上 温度 10°C以 上 15°C未満 |
| (2) ~ (10) (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |

附 則

この通知は、令和8年5月25日から施行する。

しをもって木材輸入認可証明書に替えることができる。

- (1) 第2第2項の申出があった場合で、植物防疫官により同項の消毒（廃棄）計画書及び第11第1項の荷口一部を消毒（廃棄）免除願が適当であると認定された場合
- (2) 第10第1項の規定により消毒を命じられた場合で、植物防疫官により同第3項の消毒計画書及び第11第1項の荷口一部を消毒（廃棄）免除願が適当であると認定された場合
- (3)・(4) (略)

別表1（第14関係）

消毒方法の基準

| 方法 | 実施方法の基準 | | | 摘要 |
|-------------------|------------|--|-----------|--------------------------------|
| | 薬剤の種類 | 薬量又は濃度 | 処理時間 | |
| (1) 倉庫く ん蒸 | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | ヨウ化メ チル | 倉庫1立方メー トル当たり 50グラム(C級を 除く) 70グラム(C級を 除く) | 24時間 " | 15°C以上 温度 10°C以 上 15°C未満 |
| (2) ~ (10) (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |